

平成 22 年 12 月 21 日

委員 渡部俊也

■グローバル・オープンな新思考で、今後 3 年間で国際的な産学連携体制の基盤をつくる

今後新興国を巻き込んで益々グローバル化する環境の中で、産学連携もこれらの地域での国際的な競争に適応した体制づくりが必要となる。このため国内外の資源を効率的に使い、改革のスピードを落とすことなく、かつ必要な基盤的資源の強化はしっかり行うことで、①国際競争力のある大学の研究体制を強化し、②日本と世界の大学の知のネットワークを形成し、③これらを我が国企業が効果的に活用できるイノベーションシステムの確立を進める。国立大学法人化後 10 年の 2014 年を一連の施策整備の目途とする。

具体的には、

①関連諸規制の緩和策として

教員のエフォート管理制度（実態を反映するもの）を導入して、年間の 9 カ月を運営費交付金、3 か月を共同研究資金で教員の雇用を可能にするなど、大学運営費交付金教員の人件費原資の柔軟化によって、企業資金を人件費に充当した多様な国際的産学連携を可能にすること等を行う。

②関連諸制度整備策として

国際的な交渉が可能なレベルの産学連携専門職（ライセンスアソシエイト）や、国際的なプロジェクト運営が可能なレベルの大学研究管理専門職（リサーチアドミニストレーター）を包括する専門職制度を確立し、大学内における一般事務組織と人事制度を区別する。専門職においては一定の専門性を担保する育成プログラムや研修の受講を義務付ける。産学連携組織は専門職によって構成することで、付加価値の高い活動に専念できるようにする制度整備等を行う。

③政府支援施策として

国際的な産学連携活動における法令順守の体制を確立するため、大学の安全保障貿易管理体制の構築を支援するプログラムを一定期間実施する。また大学の外国特許出願支援のより一層の充実を図るなど、国際対応力の強化を行う。

■めまぐるしく変化し、急速に発展する新興国における国際標準と知財戦略に対応するための産学官の体制構築

新興国の国際標準戦略と知的財産戦略に対する日本企業の対応は、新興国における正確な関連情報を取得・共有し、これをもとに高度な戦略を策定し、産学官の役割分担を行ってこれを実行する体制が必要である。あわせてオープンイノベーション的な発想で新興国のイノベーションインフラを積極的に活用するためには、日本企業や大学がこれらを利用する際のメリットと注意点などを明らかにし、関係各機関でこれらの情報を共有する体制が必要となる。このような情報共有と戦略構築、役割分担については、民間組織が中核となって体制整備を進め、政府機関がこれに協力する。

■動画と 3D デザインの保護

日本の意匠権制度の利用は最近低調である。しかしインターネット上や仮想空間でのデザイン保護を適切に行うことで、新たなイノベーション創出の促進につながることを期待される。

デザイン保護による国際競争力を増すため、韓国が先行しているインターネット上の 3D コンテンツや動画コンテンツのデザイン保護を我が国でも可能にする制度の検討を進める。

■知的財産専門職大学院等、知的財産に関する大学院の連携推進

知的財産専門職大学院等の知的財産に関する大学院の組織連携を促し、この組織を活用することで、国内外の知的財産専門職人材育成の高度化を図る。特にアジア諸国等の教育研究ネットワークを構築し、英語による知的財産教育プログラムを協力して実施することで、国際的な知的財産人材育成を進めていく。